

**知事の職務代理について（公告）**

地方自治法第152条第1項の規定により、平成30年4月19日以降、副知事高井盛雄が知事の職務を代理することになりました。

なお、この呼称は「新潟県知事職務代理者 新潟県副知事 高井盛雄」となります。

平成30年4月19日

新潟県知事 米 山 隆 一